

令和4年度 第1回 東御市文化財保護審議会 会議録

日 時 令和4年12月8日(木)
午後3時20分～午後4時15分
場 所 北御牧公民館 第2学習室

○主催者（事務局）：教育委員会事務局教育部生涯学習課文化財係

○出席者

委 員：寺島隆史会長、児玉卓文副会長、宮下知茂委員、川上美保子委員
事務局：生涯学習課長 樋沢聡、文化財係長 渋谷隆志、文化財係主査 山内智晴、
文化財専門員 堀田雄二

○欠席者

委 員： 斎藤洋一委員

○討議内容及び経過

なお、個人情報に係る部分につきましては、公表を控えさせていただきます。

委嘱書交付

1 開会

2 あいさつ 寺島隆史会長

3 審議

(1) 冊子「東御市の文化財」の市ホームページ掲出について

事務局 <事前に配布した資料の説明>

市の文化財資料を電子化する目的で、令和3年度から冊子「東御市の文化財」の原稿を、パソコンに入力し直していた。

市議会6月定例会の一般質問で、「市の文化財をホームページ上に掲載してはどうか」との質問があり、令和4年度末の公開を目指していると答弁をした。写真は冊子からスキャナーで読み取っている。データを軽くする意味もあり、白黒でそのまま掲載予定である。案内地図については、無料で使用できるグーグルマップを利用する。

事前にお配りした資料が現時点での完成版ですが、公開前に文化財保護審議会委員にも内容と原稿の確認をお願いしたい。

<質疑・意見>

会長 冊子には、漢字にルビがふってあったが、市ホームページ版の原稿にはない。()で読み仮名をつけたらどうか。

事務局 後カッコ () で読み仮名を振りたい。

会長 (平成18年発行の)冊子ができてからも文化財を追加しているが、(載っていない文化財は)どうするか？

事務局 冊子発行後に指定された文化財についても準備はしている。まず平成18年発行の冊子の文化財をホームページに載せた後、ワンクッションおいて掲載する予定です。

委員 国指定、県指定、で、市指定に「市」は入れるか？

事務局 あった方が良い。

委員 指定年が昭和6年、昭和2年というのが、2つあった。加沢の念仏講、姫子沢の延命地藏尊。(実際は平成6年、平成2年)。

先輩方がご苦労されて書かれているが、1週間かかって、赤を入れた。4つほど、書き方を変えた。海野宿の蚕種づくり、春原家住宅、児玉家住宅、八幡木の逆修塔は文案を書いてきた。旧北御牧の説明文は趣旨がしっかりしている。

事務局 発行当時、各執筆者の皆さんからいただいたものなので、わかりやすく再編集する。

委員 東部町誌、北御牧村誌を見ている。先輩方がご苦労いただいたのはわかる。しかし、明らかな間違いもある。

委員 指定の趣旨を書いていない。観光の理由は書いてある。コレコレこうだから指定になったと、冒頭の3、4行に出るべき。また、文章の段落が切っているが、変なところで切れている。

事務局 では、簡略化して、要点だけ載せるようにするのはどうか。

委員 当時の解釈が載っている。(指定文化財に)指定した理由の文章だと思う。

委員 (文章の)パターンを決めてから作るのが良い。

委員 ホームページに載せるのであれば、きちんとしたものを載せたい。

事務局 今回、事前に見ていただいて修正を指摘されたものを集めて編集し、もう一度作って配り、審議会にかけて検討してもらうようにする。

事務局 改訂版を、時間をかけて1回作ってみてはどうか。

会長 それも大変だから、(今ある原稿を修正し)ホームページ版を先に載せればよい。

委員 カモシカの文章が気になる。動物は、専門家が見ていない。

事務局 中曽根親王塚は、考古の関係で見て、事前に行ったん直したものを委員に送った。

こういう形で、いったん直したものを委員に送ってもう1回見てもらう事で良いか。

委員 蝶は、蝶の専門家に見てもらう事が条件。

4 報告

(1) 羽毛山「安政の川除」の現地調査報告について

事務局 <経過報告>

土木環境しなの技術支援センター（以下、「センター」。）から、県以上の指定を、との話がある。6/10に、文化庁から調査官が来て、現地を確認し、つぶさに見ていただいた。

どこまでの範囲を指定するのか、堤防は500mほどあるが、大事な所が、どこからどこまでなのか。明治になってから大水害でだいぶ傷んでいるが、明治44年に修理している。その修理がどこまでなのか、その範囲を確認するよう指導があった。

今、センターで追加調査をしている。県から問い合わせが来ているが、なかなかそういう資料が見つからない状況。センターの担当者と話したところ、一番残りの良いところ、3段築制で残っているところを指定に向けてやっていったらどうか、とそこで話をした。現在はその段階にとどまっている。

文化庁に書類をあげているので、その動静を確認している状態である。P8に、明治44年に護岸が壊された部分の写真がある。今は藪になっているが残っている。上の、2段、3段を指定したらどうかと話している。100m分を県に持ち上げようと検討している。

<質疑・意見>

委員 2回ほど（現地を）歩いた。積み上げた石の所に木が生えている。木が生えたままOKもうらえるのか、木を切れと言われるのか？

事務局 文化庁からは、この時は木のことは指示はなかった。
西の端、亀甲型の出っ張りは、木を切って確認して欲しいと言われた。現在そのまま切っていない。一番高く残っているところと、一番下を含めた形での指定が良いのではないかと内部で話している。

委員 指定になる以上、きちんと見学できるようにするとなると、一定程度は木を切らないといけない。石垣の間から生えている木を切ると石垣が緩む可能性がある。

事務局 小さな木はだいぶ切った。

委員 指定の種類についてはどうなるか。

事務局 文化庁の調査官は、そこまでの発言はなかった。センターでは、有形文化財としての登録を考えているようだ。

委員 見学用の施設も作りたい、と言う場合も出てくる。

委員 市の指定をする前に、県の史跡、国の登録という方向でやっているのか？

事務局 根本史料が見つかっていない。明治44年の修理がどこまでなのか、幕末がどこまでなのか図面を探しているが今のところ見つからない。

会長 それが出てくるのはまず無理だろう。引き続きご検討いただきたい。

(2) 丸山晚霞作品について

事務局 県立歴史館 林誠学芸員を前回からのお話があったのでお呼びした。

学芸員 <説明要旨>

- ・日本アルプススケッチ旅行 素描一式を実家の羽衣（はごろも）荘に疎開させていた。この素描がなぜ重要かという点、日本アルプスが、絵の対象となっていない時代に、旧県境までスケッチ旅行に行き、その旅行中に描いたもの。
- ・全部（の作品）に何年何月何日どこで描いたのかが記されているわけではないが、何年にどこを描いたという記述があるのは9点だけ、年号や書き方推定できるものが11点ある。また、他にも作風からスケッチ旅行の前の年、後の年に描かれたとおぼしきもの等もあり、大変貴重なものとなっている。
- ・つけ加えて、画家の吉田博（ひろし）と二人で行っており、吉田博のスケッチブックの記述からも、明治31年6月から7月にかけての作品と照合でき、裏付けられる。松本経由で飛騨に行き、行きは安房峠、帰りは野麦峠を越えて富山県境を歩いたという行程も吉田博の資料で裏付けられている。いつ行ったかあいまいであったが、明治31年の6月から7月にかけてということが明らかだ。歴史資料として、近代の登山、山岳の歴史資料として、風景画の変遷と言う点においても、価値のある資料である。
- ・リストにあるものには、グレーゾーンもある。初期、晩年がごちゃごちゃになっている。選定については難しい部分があるかなと思いますが、日本アルプスということ自体普及する前の時期の資料ということは大変重要な資料であることは間違いない。
- ・全部丸山晚霞記念館の方で管理をされている。

質疑・意見

会長 歴史的に貴重な資料、美術的にも貴重な資料で、市の指定ということだが、資料もあるし、歴史的な証拠もあるし、問題ないような気がするがいかがか。

委員 みんな、丸山晚霞記念館にあるのか？

- 学芸員 全部ある。
- 委員 全部公開か？
- 事務局 現在、山の風景の展覧会を行っており、3点展示されている。(日本では)あまり描かれていなかった日常風景のものもある。41点については絞り込んでいる。林学芸員は丸山晚霞記念館の委員でもあり、作品購入の際には鑑定もしていただいている。今回の41点の審議のうえで不明な点は、あらためて学芸員に説明をお願いしたい。
- 学芸員 今、丸山晚霞記念館で展示しているので、数点見ることができる。
- 委員 指定できそうだという41点を選んであるということで、日本の山岳画家、地元を愛して地元の絵を描かれたということもある。小諸義塾で教鞭をとられた。そういう点で、市としても重要と言うことで、41点指定してよろしいのではないか。
- 委員 グンバイヅルを描いている丸山晚霞は評価したい。グンバイヅルは祢津小学校の校章にも描かれている。
- 会長 指定に問題はない。羽衣荘には島崎藤村の碑もある。史跡指定についてどう考えるか？
- 事務局 所有権の状況等の整理がついていない。今回の41点以外の絵の指定も含め、今後の検討としたい。
- 委員 指定の名称はどうするか？これから追加指定もあるとすれば。
- 学芸員 「丸山晚霞作素描のうち41点」ではいかがか。固有名詞はつけない方が良いのでは。羽衣荘や、小諸義塾で(島崎藤村の)同僚であったことから、小諸市との連携も考えられる。
- 委員 指定理由書は、林学芸員に執筆を事務局から依頼して欲しい。
- 事務局 立場上、県立歴史館の学芸員として執筆いただくのか、それとも、市文化財保護審議会特別委員とするか。
- 会長 文化財保護審議委員が全ての分野に精通しているわけではないので、専門家に頼んで良いと思う。
- 委員 歴史館学芸員と丸山晚霞記念館の委員の併記でどうか。

5 その他 なし

閉会（午後4時20分）